

指定給水装置工事事業者 指定の基準

- 1.給水装置工事主任技術者を1名以上おく者であること。
- 2.次の機械器具を有する者であること。
 - ア) 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ) やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ) トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ) 水圧テストポンプ
- 3.次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ) 水道法第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ) 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの